

◎特別精励手当の新設について

2018年7月31日以降定年退職し、定年退職日の翌日からシニア社員又はシニアリーダー社員（以下、「シニア社員等」という。）として採用される者を対象として新たに特別精励手当を支払う。

1. 支払範囲

特別精励手当支払日現在雇用中のシニア社員等であって、定年退職日の属する年の4月1日から7月31日までの社員としての期間及び定年退職日の属する年の8月1日から9月30日までのシニア社員等としての期間に、それぞれ社員について定められている勤務時間程度勤務した日数（年次有給休暇の日並びに有給休暇の時間及び日については勤務したものとして取り扱う。）を合計した日数（以下、「通算勤務日数」という。）が50日以上ある者に対し、通算勤務日数区分に応じて支払う。

2. 支払額

特別精励手当の支払額は、次の算式により算定して得た額とする。ただし、支払額が0円を下回ることとなる場合は0円とする。

$$\text{支払額} = \text{基準額} + \text{勤務成績額}$$

勤務日数区分	50日以上 75日未満	75日以上 100日未満	100日以上
シニア社員	64,000円	97,000円	130,000円
シニアリーダー社員 (定年退職時資格級 がL1級、L2級 またはP級の場合)	77,200円	118,600円	160,000円
シニアリーダー社員 (定年退職時資格級 がM1級、M2級 またはSP級の場合)	81,600円	125,800円	170,000円

3. 支払日

定年退職日の属する年の別に定める日（冬季精励手当の支払日と同日とする。）とする。
なお、2018年度は2018年12月10日とする。

4. その他

勤務日数の算定及び勤務成績額等のその他の取り扱いについては、精励手当と同様とする。

なお、特別精励手当の勤務成績額による増額又は減額にあたっての調査期間については、定年退職日の属する年の8月1日から9月30日までのシニア社員等としての期間とする。

【解説】

通勤手当については、これまで泊まり勤務が中心の職場であれば、ほぼ回数乗車券での認定となっていたが、今回、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のエリアで勤務されている方については、そもそも当社のエリア外であることの地理的条件の特殊性等を考慮し、当該エリア手当区分が適用されている社員については、原則として定期乗車券での認定を受けられることになった。

◎シニア基本給について

1. シニア基本給

シニア基本給に1,200円の加算を行う。

ただし、「年間所定労働日数がフルタイムより少ない場合」又は「1日平均労働時間がフルタイムより短い場合」は、シニア基本給に720円の加算を行う。

2. 実施時期

2018年4月1日以降、新たに開始となる勤務から適用する。

◎精励手当について

1. 精励手当の基準額等

（1）精励手当の基準額を以下のとおりとする。

勤務日数区分		50日以上 75日未満	75日以上 100日未満	100日以上
シニア社員	現行	44,000円	72,000円	100,000円
	改正	64,000円	97,000円	130,000円
シニアリーダー社員 (定年退職時資格級 がL1級、L2級 またはP級の場合)	現行	57,200円	93,600円	130,000円
	改正	77,200円	118,600円	160,000円
シニアリーダー社員 (定年退職時資格級 がM1級、M2級 またはSP級の場合)	現行	61,600円	100,800円	140,000円
	改正	81,600円	125,800円	170,000円

（2）精励手当の勤務成績額（増額）を以下のとおりとする。

① シニア社員	現行	改正
ア 勤務成績が特に優秀なシニア社員	6万円	→ 10万円
イ 勤務成績が優秀なシニア社員	4万円	→ 5万円
ウ 勤務成績が良好なシニア社員	2万円	→ 2万円

② シニアリーダー社員	現行	改正
ア 勤務成績が特に優秀なシニアリーダー社員	6万円	→ 10万円
イ 勤務成績が優秀なシニアリーダー社員	4万円	→ 5万円
ウ 勤務成績が良好なシニアリーダー社員	2万円	→ 2万円

（3）精励手当の勤務成績額（減額）を以下のとおりとする。

① シニア社員	現行	改正
ア 出勤停止	1万円	→ 3万円
イ 減給、戒告、訓告及び勤務成績が 良好でないシニア社員	5千円	→ 1万円

② シニアリーダー社員	現行	改正
ア 出勤停止	1万円	→ 3万円
イ 減給、戒告、訓告及び勤務成績が 良好でないシニアリーダー社員	5千円	→ 1万円

2. 支払日

- （1）夏季精励手当 2018年6月29日とする。
- （2）冬季精励手当 2018年12月10日とする。

3. 実施時期

- ・ 第1項第1号については、2018年6月に支払う夏季精励手当より適用する。
- ・ 第1項第2号及び第3号については、2018年12月に支払う冬季精励手当より適用する。

● 精励手当基準額の増額 (現行制度に対して勤務日数区分により増額)

勤務日数区分	シニア社員・シニアリーダー社員
50日以上75日未満	20,000円 増額
75日以上100日未満	25,000円 増額
100日以上	30,000円 増額

※ 精励手当1回あたりの金額
(結果として、年間ではこの2倍の金額となる)

◀以下4面解説に続く